SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 \bigcirc 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

大阪支部特集

	六甲おろしは強制できない	-	
	TPP締結は、クーデターだ!!		- •/•
	国会を動かすべく100万人署名を達成しよう 一過労死防止基本法の制定実現に向けて	瓦井	剛司
	東日本大震災による原発事故被災者支援関西弁護団の取り組み	白倉	典武
	GID(性同一性障害)・法律上も父になりたい裁判が提起するもの	室谷光	一郎
	支部の充実した体制は学生ゼミの成果一大阪の修習生支援の状況	遠地	靖志
	「法律家を目指すゼミ」の取り組みについて	和田	香
¥	新刊旧刊 福岡青法協設立50年記念誌 「憲法とともに 人々とともに」	毛利	倫
	裁判員裁判の実相②		
	□無罪判決を覆した不当な高裁判決─覚せい剤密輸入事件····································	小林	徹也



ライプツィヒの子ども

大阪 支部特集



訟が提起された。 心の自由を侵害されたとして損害賠償を求める訴 トを実施した元市特別顧問に対し、職員の思想良 五団体と組合員二八名から、大阪市及びアンケー らは何の謝罪もないまま、四月二四日、 弁護士会等からその違憲・違法性が指摘され、同 アンケートへの回答を命じた。これに対して大阪 は市職員に対し、政治活動及び組合活動に関する 七日、アンケート調査は凍結された。大阪市か 出来事に限っていえば、二月九日、 大阪の状況が異常だと言われる。 職員組合 大阪市 最近の

例」「教育行政基本条例」「府立学校条例」は、こ 大阪府知事より提案されていた「職員基本条

方、四月の入学式で起立しなかった教員は二名に 分を受け、うち一名は再雇用が取り消された。 起立しなかった府立学校の二九名の教員が戒告処

れから大阪では、卒業式などに三回起立斉唱を拒 ○○人を対象に出された職務命令と相まって、こ 阪府教育委員会から大阪府の全教職員約一万五〇 例」、及びそれを受けて二〇一二年一月一七日に大 らも、三月二三日の大阪府定例議会で成立した。 元チェック」事件が発生した。その後、卒業式で て、三月二日には、和泉高校の学校長による「口 れも思想良心の自由を侵害すると批判されなが んだ教職員は、原則として免職処分となる。そし 一〇一一年六月三日に成立した「大阪府君が代条

> の効果は明らかである。 起立を拒否していたことからすると、前記各条例 まで激減した。例年、三八名~五七名の教職員が

開催された緊急シンポジウムにおいて、浦部法穂 好感を持って受け止められているようだ。大阪で 会の国政進出に関しても、マスコミによれば概ね に分かりやすい言説が支持を集めている。維新の ル。ルールを守らない公務員はクビ」という非常 京都知事の方が先行していた。また、大阪市長の 人気は、全国規模であるようだ。「ルールはルー だろう。式典における国歌斉唱問題は、 これは大阪のみに限られる問題でもない 東

現代民主主義全体に関わっている。
作り、民主的に支持されているのである。問題はされた首長が民主的な過程を経て人権制約条例をと主義を滅ぼす」と表現された。民主的に選出民主主義を滅ぼす」と表現された。民主的に選出

綱であることは間違いないのだ。
をれが選挙民の意思決定過程の一つである以上否をすることはできない。民主主義がわれわれの命にすることはできない。民主主義がわれわれの命にすることは間違いないのだ。

して、 というワンフレーズに勝たねばならない。 のフレーズを見つけるべきではないだろうか。そ こそわれわれは、「憲法」「人権」を救うような、 りにくさからして当然のことと思われる。) だから 説もまた、あまり支持されていないようだ。分か けど適用は慎重に」という最高裁的な大人な?言 となるわけである。(ちなみに、「ルールは決めた 得材料になっていないということである。 人権が保障されているのは分かるよ。だけどね 「人権」「権利」というフレーズが、もはや有効な説 より重要な問題は、 分かりやすさにおいて、「ルールはルール」 われわれの主張する「憲法」 「憲法で 別

たとえば、議会の過半数を占めた政党が、別に妙案があるわけではない。しかし、

文学業式で阪神タイガースを讃える必要性を感じ、 「六甲おろし」(阪神タイガースの応援歌である。 念のため)の斉唱を条例によって定めたら、おそらく誰もがおかしいと思うだろう。どこの野球チームを応援するかは個人的な事柄であり、みんなで決めるべき事柄ではない。「単に起立して口を動かしていれば良い。あなたは内心でどのチームを応援してもよいのだから、思想良心の問題は発生しない」などと言っても一般に理解は得られないだろう。おとぎ話の王子でもアイスクリームは食べられない。それと同じく、たとえ民主的基盤を有られない。それと同じく、たとえ民主的基盤を有する権力であっても、そして民衆一般であっても、 決められない事項は存在する。

と同様に、人の尊厳・プライドに関わる領域にお て政教分離というドラスティックな制度があるの ナショナルなものに対する態度は個人に委ねられ どの野球チームを応援するのかを決めるように、 も君が代をめぐる歴史的経緯から見て、 像に、ナショナルな要素は含まれるのか。それと ナルなものの導入が公教育において不可欠か、 することが、公教育上必要と言えるのか。ナショ るべきものであるのか。 もそも、 しとどこが違うのか。卒業式において国歌を斉唱 それでは国歌はどうだろうか。それは六甲おろ 公教育がめざす良識ある市民という人間 信教の自由の領域にお あたかも マ

はるかに豊穣な思考をもたらすように思える。議論は、「ルールはルール」という決めつけよりも決められないルールもある。そこから派生するいても、権力の空白地帯があるのではないか。

ディテールを知ることから発生する。それでは私 のだろう。共感はラベリングからではなく個別の 可能な範囲がどの程度であるのかに関わってくる 唱はどちらに近いだろうか。これは私たちの共感 受け入れられない。それでは式典における国歌斉 である。 と足である。 斉唱拒否者に共感できるのではないだろうか。そ 成過程を具体的に知ることによって、その個別の 道の授業、忠誠宣誓、兵役ですら信念を理由に拒 る良心的兵役拒否の事例を参考にしてもよい。 における国家忠誠宣誓拒否の事例、ドイツにおけ 出しても良いかもしれない。もしくは、 たちは、 ても拒否できない。わがままによる宿題の拒否も 否できるのだ。しかし税金の支払いは良心によっ こから、 に全員がしたがわねばならないかは別の話 良心による適用除外を認めるのはもうひ 「エホバの証人剣道拒否事件」の例を持ち 個別の斉唱拒否者の心情とその心情の形 また、 ルールとして措定されても、 アメリカ

「ルールはルール」という決めつけは、

さ

いているからだ。もちろん、われわれの思考過程 得しようとするときに使われる言説であり、そこ れが知ったかぶりの法律家や運動家が、上から説 現在において「憲法」「人権」が流行らないのは、そ 的に語る言説にも妥当するのではないだろうか。 ぎない。それと同じことが、「憲法」「人権」を一方 に若干の惰性があることを、おそらく市民は見抜 らなる議論の発展を阻害する思考停止に過

> は、 ないかと、私個人は反省している。 てきたからこそ現在の状況が生み出されたのでは ある。しかし、その検討過程を伝えることを怠っ において、「憲法違反」という結論が出てくるの それまでぎりぎりの検討を経た上でのことで

件反射的対応の間に、非常に豊かな議論空間が りにもったいない重要な問題である。「ルールはル ール」という思考停止と、「人権を守れ」という条 国歌斉唱の問題は、上から決めつけるにはあま

の候補なのだが、どうだろうか。

と思う。「六甲おろしは強制できない」もその一つ もが腑に落ちるようなフレーズを見つけ出せれば る。 や高校生のうちから議論をしておくべきものであ とが必要なのだ。このような話は、むしろ中学生 存在している。だからこそ、一緒に考えていくこ いようにする法教育も大事なのだ。その上で、誰 教育も大切であるが、市民社会で加害者にならな ネット社会で被害者にならないようにする法

画期的な一部開示判決が出される!

内閣官房報償費(機密費)情報公開訴訟

大阪 谷

1 はじめに

の情報公開訴訟について、二〇一二年三月二三日 報償費(機密費)の支出文書に関する全国初めて 二〇〇七年五月に大阪地裁に提訴した内閣官房

たので報告する

に一部の文書について開示を認める判決が下され

2 訴訟にいたる経緯

内閣官房報償費 (機密費) とは、 「国の事務また

脱しない限り、取扱責任者である内閣官房長官の 認められる方法により機動的に使用する経費であ は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、 からの支出が完了し、その後は基本的な目的を挽 任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と 具体的な使途が特定されない段階で国の会計 当面の

いる。 疑われるものなどであった。これらの使途につい の党略的流用、一六〇〇万円もの「長官室手当」、 位での「パーティ券」、「励ます会」、「出版記念」、 ど明らかに党内対策や野党対策の流用、 こには内閣官房報償費の驚くべき使途が記載さ いて」なるものが記載された内閣用箋である。そ してまとめ記した内閣用箋、 出納帳を月別の収入・支出表や目的別の分類表と を記した「金銭出納帳」なるノートと、 官だった時代の、一九九一年一一月から 内部資料であった。それは、 なったのは、 かにせず自由にこのカネを使用できるのである。 に計上され、国庫から内閣官房長官に支出されて されるという特殊な性格を有する経費」とされて 閣官房長官という優れて政治的な判断の下で決定 れていた。例えば、 「シンポジウム」といった事実上の政治献金として (背広)」/一六〇万円、 一秘書官室手当」といった私的費用としての流用を 一二月までの一四カ月間の内閣官房報償費の使途 .]閣官房報償費の使途が問題視される発端と 内閣官房長官は毎月約一億円、 現在、 一当時の野党の議員団にもたらされた 年間一四億六〇〇〇万円が国家予算 「国会対策費」として「英国屋 「商品券」/三二二万円な そして「報償費につ 加藤紘一氏が官房長 使途を明ら この金銭 一九九二年 数百万単

(政治資金オンブズマン共同代表) が二〇〇五年四

二〇〇六年、神戸学院大学教授の上脇博之氏

で明らかにされた。

判断で支払が行われるとともに、その使用は、

内

月から二〇〇六年九月まで細田・安倍の両官房長官時代の報償費の使途について示した文書の情報公開請求を行ったが、内閣官房長官から国庫に対する請求書等は開示されたものの、内閣官房の支出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、出に関する資料はすべて不開示となった。

3 訴訟の経過

士の呼びかけで弁護団が結成された。裁判になっ上脇氏を孤立させてはいけないと阪口徳雄弁護

事項、 として、まったくこれらに応じなかった。 滑効果的な遂行に重大な支障」、「他国との信頼関 するよう求めても、それを明らかにすること自体 支出年月日、支出金額、 を絞ることとした。 が非開示情報該当性たる「内政外交等の事務の円 は明らかにした。しかし、 なる文書が存在するかや、 は、文書については安倍官房長官分にターゲット 係が損なれ、交渉上不利益を被るおそれ」がある てようやく、国は、 「活動関係費」という三類型に分類されることまで 支出が「政策推進費」、「調査情報対策費」、 内閣官房報償費に関していか 支出相手方等を明らかに 原告側がその具体的な それらの抽象的な記載 原告側

問で、 また報償費の支出の大部分については交通機関や されたらそこからさらなる憶測を生み内閣官房の プで、 月に、 員と私人とを別異にする基準は存在しないこと、 職務が遂行できないかのような抽象的な証言に終 総務官・千代幹也氏の証人尋問が実施された。 にわたるとしてその多くの証言を拒絶した。 提訴から三年以上経ってようやく二〇一〇年八 報償費の支出相手方について国会議員や公務 千代氏は官房報償費の使途が一部でも公開 かつ本件各文書の非開示を決定した、 原告側の反対尋問については具体的な使途 国が申請した現役の内閣官房の事務方トッ 尋

し、二○一年一○月に結審した。 一分明らかとなった。裁判所は安倍晋三証人、古 十分明らかとなった。裁判所は安倍晋三証人、古 一は次郎証人の尋問申請についてはいずれも却下 は、二○一年一○月に結審した。

4 大阪地裁判決とその意義

二〇一二年三月二三日、

大阪地裁

(山田明裁判

るかどうかであり、 開示とされ、請求が棄却された。結論を分けたの 定書」、各支出の個別の「領収書等」(領収書や請 動関係費の支出が決定された文書である「支払決 係る部分)であった。一方、調査情報対策費や活 資料である「報償費支払明細書」と、 自ら使用し出納を管理する政策推進費にかかる いて、一部開示を命じる判決を言い渡した。 長)は、内閣官房報償費の支出に関わる文書につ (調査情報対策費と活動関係費に係る部分) は非 「政策推進費受払簿」、会計検査院に提出する二次 覧表である「出納管理簿 判決で開示が認められたのは、内閣官房長官が 具体的な使途と支出の相手方が記載されてい 受領書など)と「出納管理簿」の残りの部分 開示が認められた文書はすべ 」の一部 (政策推進費に 出納管理の

> き げるよう、さらに奮闘したい 官分) や本件の控訴審において、 点は今後の課題として、 らなる開示がなされてしかるべきであった。この じることは考えられないので、費目によってはさ 相手方が開示されても何ら内閣の事務に支障が牛 費などのさらに間接的な支出に関しては、 類についても、会合費などの間接的な支出、 る。 いて、政策推進費受払簿が開示された意味は大き 費の「本丸」である内閣官房長官が独自に使用で とは評価されるべきである。特に内閣官房報僧 内閣官房報償費について、大きな風穴が開いたこ ついて一定のチェックや歯止めをかけることができ これまでまったくのブラックボックスであった もっとも、 時期や組み入れ額が分かれば、違法な支出に 領収書すら不要とされる「政策推進費」につ 領収書等の個別の使途にかかる書 別件訴訟 (後述の河村長 開示の範囲を拡 使途や 交通

義幸、谷真介ほか)

5 最後に

判決では、これまでまったく闇の中であった内閣原則としてすべて開示されなければならない。本して聖域がつくられてはならず、支出関係文書は財政民主主義の原則からすれば、公金の支出に関財政民主主義を下支えする国民の知る権利の保障や

て支出の相手方が記載されていない文書であった。



きな前進といってよい。

ただ民主党は野党時代に

官房報償費について一部開示が認められた点は大

締結は

杉島 幸生 大阪

争解决、 18 投資、 網がかぶせられることとなる。 知的財産は規制強化)が進められようとしている れ、それぞの分野で徹底した自由化(規制緩和 ことは、すでに多くの方がご承知だと思う。 に国民生活の全般が対象となり、 ②協力、②横断的事項特別部会) に分か 19環境、 20 労働、 ②制度的事項、 TPPルールの まさ 22 紛

TPPルールは、国内法に優先する

ば、 国内法を廃止・改正すべき国際法上の義務を有す ることとなる。しかし、TPPの危険性はそれだ TPPは国際条約である。TPPが締結され 日本国政府は、 TPPルールに反する

> 締結、 P締結により、そうした事態が生じるであろうこ 律の改正が一挙に問題となっているという。TP 効と宣言される事態も生じかねないのである。現 制定することができなくなり、現在ある法律が日 内法的効力が生じ、それは国内法に優先し、 となっている。したがって、内閣によるTPPの 決する規範としてつくられるものであるから、 とは確実である。 本の裁判所によって、TPPルールに照らして無 れば、国会は今後TPPルールに違反する法律を の規定するところはかなり具体的かつ明確なもの けではない。TPPは、そもそも政府間紛争を解 になる。つまり、TPPがいったん効力を発生す 国内裁判所における裁判規範性を有すること 韓国では韓米FTA締結により何十という法 国会の承認、天皇の公布により、 当然に国

T,

⑨貿易救済措置、

⑩政府調達、

⑪知的財産 8 T B

⑤原産地規制、

⑥貿易円滑化、

7 SPS,

クセス〈繊維・衣料品〉、④市場アクセス〈農業〉 席交渉官協議、②市場アクセス〈工業〉、③市場ア いるTPPが、二四という多くの交渉分野

野田民主党政権が、参加に向けた協議を行って

① 主

1

国民生活全般が対象となる

権、

⑭サービス〈電気通信〉、⑮サービス〈一時入国)

⑫競争政策、⑬サービス〈クロスボーダー〉、

⑯サービス〈金融〉、⑰サービス〈e-commerce〉

TPPは国会論議を無意味なものに してしまう

3

ことである。しかし、TPPの問題はなにも農業 壁として廃止の対象となる。 である。単に農産物関税が廃止されるだけではな れるであろうことは多くの識者が指摘するところ TPPにより日本の農業政策が大きく変えら 農業に対する各種の補助や助成も非関税障 これだけでも大変な

の侵害でなくてなんであろうか すぎなくなってしまうのである。これが国民主権 くTPPルールの枠内においてのみ行使できるに ってしまいかねない。国会の立法権は、すべから れらすべての国内法の正当性が審理されることと 論などだせないであろうことが予想される。しか 運動が起こるであろうし、一国会ではとうてい結 つでも改廃するということになれば、 ることとなる。本来であれば、これらの法律の一 法がTPPルールに照らしてその存続が審査され 以外にも競争規制的な要素をもつすべての社会立 完全自由化なども当然TPPの要請となる。 ル違反と認定される可能性は充分にある。 規制法(労働契約法一六条など)が、 止が緩和されるであろうし、労働の分野でも解雇 だけではない。医療の分野では混合医療の原則禁 いったん、TPPが締結されると、外からそ もはや、そうした議論すら必要ではなくな 広範な国民 TPPルー 簡保の それ

4 はるかに容易である TPP締結は法律の改廃より

議院で可決されなくてはならず、 に公開された各議院で議論され 権事項である(日本国憲法四一条)。法律は、 言うまでもなく、 法律の制定・改廃は国会の専 (憲法五七条)、 両院の結論が分 国民

> かれたときには、衆議院の三分の二以上の多数で 主的統制は相当に厳格だ。 ない(憲法五九条)。法律の制定・改廃に対する民)再可決がなければ、 制定・改廃することはでき

0

61 で間接的なものであるにすぎない。 しない限り、それを阻止することは法律上できな 任を追究することはできてても、不信任決議でも 専権事項である(同三号)。国会は、内閣の政治責 認が必要とはいえ、条約の締結そのものは内閣の めだ。そして、事前または事後における国会の承 ないまま参加を表明することができたのもこのた 法七三条二号)。 として、内閣が単独で決定することができる 渉に参加するかどうかは、「外交関係を処理する ところが、TPPは国際条約である。TPP交 TPP締結についての民主的統制は、 野田内閣が、充分な国会論議も あくま

なる。 国 会 結するのか、 いる(しんぶん赤旗・一月二九日報道)。すなわち、 われたのかを公開しないことが参加条件となって 実際にはTPP協議に参加したとしても、 とができないとして参加表明を行った。しかし、 加国は、条約締結後四年間はどのような協議が行 問題であり、参加しないかぎりその詳細を知るこ 野田内閣は、TPP協議は、相手国のある外交 (=国民)は、 しかも、 しないのかの選択を迫られることと 条約の承認は、衆議院の優越事項 詳細を知らされないまま、 協議参

> いて比較多数を有する党派 にあたる) は、 ことも可能である。 (憲法六一、六○条二項) であるから、衆議院にお 単独でTPPを有効に成立させる (現在の民主党はこれ

それは、もうクーデターだ

5

もおられる。しかし、それが、それほど簡単では 力で承認するようなことがあれば、それはもうク ないまま、 路線としてしまうTPPを、国民に詳細を知らせ ないことはちょっと考えれば分かることである。 じゃないか、などと暢気なことを、のたまう御仁 ーデターそのものである。 TPPを締結しても、 さまざまな国内法の制定・改廃を事実上の既定 内閣の専権事項として締結し、 いやなら脱退すればいい

び基本的人権を守ることを目的とする」法律家団 体として、TPP締結阻止のために全力をあげて たたかうべきである。 私たちは、 「憲法を擁護し平和と民主主義およ

国会を動かすべく 学習を達成しよう

過労死防止基本法の制定実現に向けて

万.井 剛司 大阪

うとの呼びかけがされました。

2 署名活動を盛り上げるべく、三月二日に 「ストップ!過労死 大阪のつどいー

っています。

過労死防止基本法の制定を―」と題したイベント

法がザル法になっている現状、労基法の改正には 教授から、 まず、実行委員会委員長の森岡孝二関西大学 三六協定・特別条項の存在により労基

が行われました。

が立ち上がり、 労死を考える家族の会及び過労死弁護団全国 つを柱とする基本法です。 てはならないことを国が宣言すること、 の必要性があります。 死防止基本法 (以下、「防止法」といいます) 制定 には実現しません。ここに、国の施策を促す過労 勢のもと、個人の努力だけでは、その願いは容易 定実行委員会」(以下、 絡会議が呼びかけ人となって、 を行うとともに、総合的な対策を行うこと、 にすること、③国は、 をなくすための国・自治体・事業主の責務を明 人々の声を、法律として結実させるべく、 1 ならない願いです。 過労死の根絶は、 現在、「一〇〇万人署名活動」を行 過労死に関する調査・研究 防止法は、①過労死はあ 「実行委員会」といいます) 絶対に実現しなければ しかし、現在の経済情 過労死の根絶を願う 「過労死防止法制 ②過労死 全国過 の 三 運 国会議員を動かすべく一〇〇万人署名を達成しよ

過労死をなくすという、 時間がかかり過ぎるため、 ストップ! 過労死 大切な人を退労死から守るために ストップ! 適労死 過労死防止基本法の制定を求める請願書 使用者も含め誰も反対できない法律をつくり 防止法の意味が語られ、 過労死防 ばくの夢 正の 一点に絞

防止法制定により人間らしい生活を取り戻そうと どの言葉が過労死の話と結びついているとの興味 の呼びかけで記念講演は終わりました。 を達成すべく、 深いお話が聴けました。「余暇」という言葉は本来 「暇」というネガティブな翻訳がされたそうです。 「自由であることを許されている」との意味でした 木津川計さんによる記念講演では、 明治以降、 国が勤労の美徳を煽り、 低賃金長時間労働をさせ脱亜入欧 . 「余暇」 「余った

将来社会

主人を亡くされた塚野信子さんからは、

司会進行によるリレートークが行われました。

さらに、実行委員会事務局長の岩城穣弁護士の

校の現状を改善したいとの決意が語られました。 られました。大阪教職員組合の藤川真人さんから 若者の過労死にストップをかけたいとの思いが語 息子を亡くされた西垣迪世さんからは、 実な思いが語られました。 若者が運営し、若者の労働相談を受けるNPO法 に出る娘のために「過労死」を死語にしたいとの切 教師の中で過労死ラインの人が二割もいる学 女手一つで育てた一人 防止法で



があると署名活動の意味を強調されました。 の』力がある」ことを見せつけることに大きな意味 されました。大阪青年ユニオンの北出茂さんは の中で労働問題を人々に認知してもらいたいと話 を防ぐため防止法制定を実現するとともに、 「過労死を許さないとの『法律を制定させるほど 全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さ

を閉じました。九二名の参加者が思いを一つにし 議代表幹事の松丸正弁護士からの挨拶で、 く文化を変えよう」との過労死弁護団全国連絡会 た良い集会となりました。 んの声かけでアピール文が採択され、 「日本の働 会は幕

は、 に向けての意欲が語られました かれました。約二〇〇名の参加者で満員の会場に んらご遺族の発言もありました。辻田さんの している「僕の夢」という詩を書いた辻田加代子さ 3 幼少時に父を過労死で失い、署名用紙にも掲載 議員や議員秘書も多く参加され、 止法制定をめざす第三回目の院内集会が開 三月七日には、 衆議院議員会館にて、 防止法制定 防

ちの心に重く響きました。

活動

4

人・POSSEの川村遼平さんは、新たな犠牲者

りは、ここからが正念場です。 まだ一五パーセント。一〇〇万人署名達成への道の 五万五四六四筆に達しました。 集約された署名数は、 五月一七日現在、

に奔走しました。 委員会のメンバーをはじめ、多くの方が署名集め を行っています。五月一日のメーデーでも、 全国各地で、多くの人が、様々な形で署名活動

下のテーマです。署名用紙は、「,ストップ!過労 でに一筆でも多く署名を集めて提出することが目 ードできます。 まだまだ続きますが、 いたします。 5 実行委員会」のホームページからもダウンロ 院内集会が開かれます。 来る六月六日(水)午後1 皆さまのご協力をよろしくお願い 取り急ぎ、この院内集会ま 署名活動は今後 三時、 第四回



事のための命でなく、

命のための仕事」「命こそ

くなってほしい」との言葉は、

会場に集まった人た

「過労死・過労自殺というものがこの世からな



]本大震災による原発事故被災者支援

関西弁護団の取り組み

加典 白倉 大阪

興支援委員会では、 府下の被害者の方々に弁護士会ニュースをお届け て行ってきました。また、大阪弁護士会の災害復 料法律相談や説明会などを、自治体などと連携し の方々に情報が届くよう被害者の方々に対する無 近畿弁護士会連合会内の各弁護士会では、 かなか届きづらいように思われました。そのため、 であり知人などが少ないという事情から情報がな から遠く離れていることや見知らぬ土地での生活 関西に避難されている方々には、 府下の自治体の協力を得て 福島第一原発 被害者

はじめに

1

東日本から東北にかけての広い範囲で放射能によ 指示されました。また、避難指定等区域以外でも 立ち入りが禁止されるとともに住民の立ち退きが 発電所周辺では避難区域が設定されて一般市民の 下「福島原発事故」といいます) が発生しました。 この福島原発事故により福島第一及び第二原子力 よって、福島第一及び第二原子力発電所事故 る汚染が広がりました。 二〇一一年三月一一日に発生した東日本大震災に 议

されました。 地方からも多くの被害者の方が関西地方にも避難 ず、そして福島県のみならず東京や千葉など関東 染から逃れるために、避難指定区域内外を問わ 避難区域が設定されたため、あるいは放射能汚

されました。

大阪弁護

して情報提供を行ってきました。

2

置の動きを受けて、関西に避難されている方々か 応するために、二○一一年一○月一五日、 た。そのため、具体的な被害者の方々の相談に対 ら具体的な法律相談がよせられるようになりまし 士会所属の有志の弁護士により大阪弁護団が結成 る本請求や原子力損害賠償紛争解決センターの設 中間指針の発表、それに続く東京電力に対す 弁護団の結成

ており、 畿弁護士連合会管内の弁護士にも弁護団の範囲を 関西弁護団には大阪及び和歌山の弁護士合計九二 広げることとして、名称も関西弁護団に変更する た、京都でも京都弁護団が三八名により結成され こととなりました。現在(二〇一二年四月九日)、 にするなど連携して活動を行っています。 さらに、同年一二月三日、 兵庫県の弁護士三七名が参加しています。 関西弁護団とはメーリングリストを共通 大阪だけではなく近

活動状況

3

ページを見た被害者の方々からお電話をいただき 被害者の方々の紹介を受けたり、 や相談会において具体的な対応を求められた 関 西 弁護団では、 弁護士会による電話 報道やホーム 相

方々を支援する活動を行っています。談を受け、被害の完全な回復のために、被害者の東京電力に対する賠償請求等に関する個別の相

です。

手続が大阪で行われるよう要請をしているところターへの申し立ての準備を進めており、ADRのいる被害者の方々の原子力損害賠償紛争解決セン現在、関西弁護団では、関西地方に避難されて

たく異なると言ってよい環境で生活をされており、かと考えています。特に、関西へ避難されているかと考えています。特に、関西へ避難されているなの方々に対する支援として十分であるとはいえなの方々に対する支援として十分であるとはいえないと考えています。特に、関西へ避難されているがとはおらず、しかも故郷とは言葉も文化もます。

らないと考えています。けではない幅広い支援を継続していかなければな様々な苦労があると思われます。損害賠償請求だ

を超える賠償を求めてADR申立を行いました。)は、八家族二五名について総額二億五〇〇〇万円は、八家族二五名について総額二億五〇〇〇万円

まだいででいる。 一多様性を認める社会を求めて

∞ 室谷光一郎

1 事案の概要

子どもの誕生を喜び、二〇一二年一月二七日、東京精によって子どもを授かることになった。夫婦は、生と結婚し、第三者提供の精子を使った人工授を性と結婚し、第三者提供の精子を使った人工授いと体の性別が一致しないGID(性同一性障

所属されている弁護士も含め、全国各地の弁護士新宿区は、男性に生殖能力がないことを理由とした子の戸性同一性障害者特例法四条違反、戸籍法一三条四性同一性障害者特例法四条違反、戸籍法一三条四時同一性障害者特例法四条違反、戸籍法一三条四時同一性障害者特別法四条違反、戸籍法一三条四時同一性障害者特別法四条違反、戸籍法一三条四時間では、男性に生殖能力がないことを理由としる。

てを提起した。 なよう戸籍訂正を許可する審判を求める申し立籍法一二三条に基づいて、男性を父とした戸籍に一五五名が代理人となって、東京家裁に対し、戸

2 本裁判の論点

申立人の男性は、性同一性障害者特例法によっ

で「男性」となることが社会的に認められながら、妻が出産した子の「父」となることが社会的に認めば当然に法律上の「父」となれるはずであるにもかかわらず、男性が性同一性障害者であったが故に、かわらず、男性が性同一性障害者であったが故に、かわらず、男性が性同一性障害者であったが故に、かわらず、男性がとなることが社会的に認められ、妻とて「男性」となることが社会的に認められ、妻と

これは、

民法の構造自体から明らかであるし、

しかしながら、このような東京都新宿区の対応は、父子推定を定める民法七七二条一項に反しては、父子推定を定める民法七七二条一項に反して、父子推定を定める民法七七二条一項に反して、公審査権限しかないはずの行政機関が恣意的に実質的判断を行っており、戸籍送一三条四号に違戻していること、そして、何よりも、GID(性反していること、そして、何よりも、GID(性層)であるが故に子どもの父親に認めら同一性障害)であるが故に子どもの父親に認められないという不合理な差別であること―憲法一四れないという不合理な差別であること

以下、前記四点の論点について詳述する。

① 民法七七二条違反

に反している。 夫の子と推定する」との民法七七二条の文言自体 ア 本件処分は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、

イ 本件処分は、申立人の男性が性同一性障害

物学的な繋がりを前提としていない。 るものであるが、法律上の父子関係は必ずしも生生物学的に父たりえない、ということを理由とす者であり、生殖能力を有していない、すなわち、

からも、明らかである。 律的な親子関係が否定されている各事例等の存在 在確認の訴えが認められる範囲が制限されている 指定の及ばない子」の事案における親子関係不存

ウ 不妊の男女の夫婦で、夫の同意のある第三 お扱われており、このことに判例も学説も異論が り扱われており、このことに判例も学説も異論が として取 として取

者の夫婦の場合であっても同様にあてはまる。に合致するからであり、これらは、性別変更した度の根拠として最高裁が述べる「法律婚の尊重」の平和の維持・早期の父子関係安定」と、嫡出制の上述による。

と、嫡出否認の訴えによるか親子関係不存在確机ており、関係者のいずれもが「推定」を争うことは許されない。いわゆる「推定が及ばない子」のとは許されない。いわゆる「推定が及ばない子」のとは許されない。いわゆる「推定」を争う者は限定されており、関係者のいずれもが「推定」を争う者は限定されており、関係者のいずれもが「推定」を争う者は限定されており、関係を

に機能する概念ではない。

で、行政機関がその推定を争ってこれを拒むため定を争わずに出生届を提出しているにもかかわら機能する概念であって、当事者や関係者がその推認の訴えによるかという手続面とを判断する際に

2 性同一性障害特例法四条一項違

本に反している。 体に反している。 本に反している。 本に反している。 本に反している。 本に反している。 本件処分は同条の文言自め」はないのであって、本件処分は同条の文言を の性別に変わったものとみなす」と定めているとこ の性別に変わったものとみなす」と定めているとこ の性別に変わったものとみなす」と定めているとこ の性別に変わったものとみなす」と定めているとこ の性別に変わったものとみなす」と定めているとこ

て、 出しに戻り、 事実である。 事実であるが、法律上の父子関係は極めて社会的 同 できるよう、不利益を解消させることにある。 において、もとの身体的な性が持ち出されて振り とが社会的に認められながら、子との関係の局 る苦痛を解消するために「変えることが可能」な な問題であって、もとの身体的な性によって受け いことは如何にしても「変えることが不可能. 性障害者が本来の性別で社会生活を営むことが 1 一性障害者が変更後の性での生殖能力を有しな 変更後の性別(当事者にとって本来の性別 性同一性障害特例法の立法趣旨は、 特例法により「男性」「夫」となるこ 「父」としては認められないなどとし 同

る で生きることを阻む本件処分は、全く失当であ

(3)戸籍法一三条四号違反

めに生じたものである。 脱し、父子関係についての法律的判断を行ったた 新宿区長が出生届についての形式的審査権限を挽 柄 、籍法一三条四号に違反している。この違反は、 本件処分は、「実父母の氏名及び実父母との続] の 「 事項を記載しなければならない」 と定める

憲法一四条違反

するものである。 的身分」ないし「性別」によって異なる取り扱いを との関係で父として扱われるか否かにつき、「社会 男性との間で、同意ある第三者提供の人工授精子 本件処分は、生来的男性と性別変更した

の取り扱いが、他の夫婦の間の子 (特に他の不好 痛をもたらし、戸籍の「父」の欄が空白となる子 旨にも反し、性同一性障害者に不合理な精神的苦 その目的自体不当であり、夫たる申立人の男性の させることを徹底しようと拘泥する本件処分は、 した子) の取り扱いとの間に不合理な差別をもた 「同意」を無視し、性同一性障害者特例法の立法趣 | 夫婦が第三者精子提供の人工授精で懐胎・出産 親子の生物学的繋がりの有無を戸籍に反映

> らし、 て、 であって、本件処分は、 を用いざるを得ない不合理な状態に追い込むもの 性障害者に対する明らかに不合理な差別であっ 憲法一四条に違反する。 性同一性障害者であるが故に特別養子縁組 男性へ性別変更した性同

3 本裁判の意義

とは付言しておきたい。 理人弁護士としては、本裁判は、男性夫婦にとっ だ、他の夫婦と同様に、法律上の父として認めら 訪れた。しかしながら、男性夫婦にとっては、 裁判であり、申立当日は多くのマスコミが取材に として認めるよう求める裁判としては日本で初の 性障害の方が婚姻し、その子どもの戸籍上の「父 れたいという当然のことを求める裁判である。代 ては、ささやかな幸せを求める裁判でしかないこ 本裁判は、女性から男性に性別変更した性同

る 取り扱うべきことが求められている裁判なのであ 承認し保護すべき親子・家族とはいかなるものか 父子関係をいかに捉えるのか―換言すれば、 て大きいものがある。まず、国や社会が「法的な」 ―が問われている裁判であり、また、国や社会が 同一性障害者特例法の立法趣旨を正しく理解 ただ、本裁判が国や社会に提起するものは極め

> もある。 私たちがどのように向かい合うべきなのか、 多様化するセクシュアリティのあり方を国や社会 くのか、このことを社会に投げかけている裁判で ては、「多様性を認める社会」をいかに構築してい そして、本裁判は、多様化する家族のあり方

所存である。 男性夫婦の願いをかなえるための行動に取り組む また、今後、弁護団としては、本裁判だけでな 他の訴訟提起、政治的働きかけもふくめて、

す。 地の会員の皆さまのご支援をたまわりたく存じま っかりと裁判を勝ち抜くためにも、今後、 「新しい人権課題」を投げかける裁判として、し どうぞよろしくお願いいたします。 全国各



支部の充実した体制は学生ゼミの成果

- 大阪の修習生支援の状況

大阪 遠地 靖志

はじめに

1

原発問題や日の丸・君が代問題など、二〇二年の七月集会の企画を見てもわかるとおり修習生年の七月集会の企画を見てもわかるとおり修習生産が、修習生運動をめぐる状況は厳しい。二〇二二年から給費制が廃止され、修習生は経済的に一二年から給費制が廃止され、修習生は経済的にも厳しい状況に置かれている。このような状況のもとで、修習生運動への支援がこれまで以上に求められている。

2 修習生支援の状況

(1) 修習開始まで

新制度の修習が始まってからすでに六期目とな

なり、新制度の修習のみになった。
る。二○二年は、大阪でも旧制度の修習がなく

新制度では、九月上旬の合格発表から一一月下

織するかが課題である。 にもらうか、また、七月集会実行委員会をどう組が習が廃止された。このため、短期間で、しかも修習が廃止された。このため、短期間で、しかもの修習開始まで二カ月弱しかない。また、前期

大阪支部では、早い段階から修習生とのつながりをつくることを重視している。具体的には、司りをつくることを重視している。具体的には、司法試験終了後の六月から九月の毎月一回の学生ゼミ(計四回、うち二回京都、兵庫の青法協支部がミ(計四回、うち二回京都、兵庫の青法協支部がら作習生とのつながのある。これらの取り組みの告知を司法試験会場である。

である。また、プレ研修、合格祝賀会には、それ学生ゼミは毎回二○名から三○名が参加し盛況

ぞれ約二〇名の合格者が参加した。

(2) 修習開始後

取り組んでいる。修習開始後は、月一回の例会と昼食会を中心に

昼食会は、大阪支部の弁護士と修習生が修習を食会は、大阪支部の発達と修習生が参加していれた時間ながら、毎回数名の修習生が参加していり現状や七月集会の進捗状況、就職状況などを意の現状や七月集会の進捗状況、就職状況などを意めます。

(3) 就職支援

また、大阪支部では、修習生の就職支援として、毎年一月下旬に四団体(青法協大阪支部・自由法曹団大阪支部・民主法律協会・国際法律家協会関西支部)共催で就職ガイダンスを開催している(二〇一二年は、大阪・京都・奈良・和歌山いる(二〇一二年は、大阪・京都・奈良・和歌山いる(二〇一二年は、大阪・京都・奈良・和歌山と)。

職難を反映し、定員いっぱいとなる状況である。 事前申込制 (五〇名) であるが、ここ数年は就

3 大阪の取り組みの評価と課題

きているといえる。 こ数年、学生ゼミに力を入れてきた成果が現れて 生部会員や七月集会実行委員も生まれている。こ る者はその後も例会や昼食会に参加して、青法協 研修や合格祝賀会に参加し、さらに関西で修習す 、の理解を深めている。そのなかから青法協修習 大阪では、学生ゼミの参加者が、合格後、 プレ

と連携していく必要がある。 そも修習地が不明の修習生もいる)。今後、全国 のフォローができていないという課題もある(そも 一方で、関西以外の修習地に決まった修習生へ

採用予定人数が極端に少ないなど、支部だけでは びつけていくという役割が支部に求められよう。 とでも、青法協会員事務所と修習生部会員を結 解決できない問題があるが、このような状況のも とは言えない。就職を希望する修習生数に比べて 就職支援については必ずしもうまくいっている

ある。これだけ充実した体制をとれるのは、 らに、ロースクール生担当が三名)という体制で 大阪支部事務局は修習生担当が三名(さ 毎

> らである 就職し、青法協事務局として活動を支えているか 年、青法協活動を経験した新人弁護士が大阪に

> > 観点からも、修習生に対する支援は重要である。 今後の青法協活動全体を発展させていくという

「法律家を目指すゼミ」の取り組みについて

大阪 和田 香

「法律家を目指すゼミ」とは

1

学部生などを対象とした「法律家を目指すゼミ (通称 「学生ゼミ」)」を開催しています。 青法協大阪支部では、毎年初夏から夏にかけ 毎月一回、法科大学院生や司法試験受験生

のかけ橋となることを目指しています。 なって以降の青法協の活動へとつなげていくため って受験時代を送ってもらうと同時に、修習生に らに対し、弁護団活動や人権活動などの重要性や やりがい・楽しさに触れてもらい、高い意識を持 学生ゼミは、修習生になる前の段階である学牛

> のレベルをやや下げて、実務のおもしろさ・やり がいに触れてもらえるよう配慮しています。 にお招きし、修習生や若手弁護士を主たる対象と 話題となっている活動をされている弁護士を講師 いる比較的若手の弁護士等やその時々で社会的な している青法協大阪支部例会の内容よりも法律論 したがって、学生ゼミでは、人権活動を行って

学生ゼミの効果

四〇名ほどの参加があり、活気に溢れます。 毎年、学生ゼミの参加者であった学生が何人も 学生ゼミには、弁護士も含め、毎回概ね三〇~

出身者、も多くいます。
出身者、も多くいます。
、弁護団に入るなどする、学生ゼミいます。また、弁護士登録後に青法協の取り組み流れができてきており、私たちの励みにもなって会・七月集会の実行委員として活躍する、という言法試験に合格し、青法協修習生部会や一月集

るなどの感想が多く寄せられています。話をし、相談をすることができる環境は貴重であで、実際に法律家として活動している弁護士らと

広がり、

テーマも内容もより充実したものになっ

さらに、三支部合同で行うことで、

講師の幅

たといえます。

3 新たな取り組み

した。 ④原爆症訴訟 ③家事事件 ②株主代表訴訟 は、 の開催が実現しました。 びかけ、ついに三地域で持ち回りによる学生ゼミ 京都支部及び兵庫県支部との学生ゼミの共催を呼 ゼミに来てもらって、青法協を知ってもらうべく として、大阪だけでなく、関西一円の学生に学生 一〇一一年度、 ①刑事事件 (講師: (講師:愛須勝也弁護士・大阪)で (講師:秋田真志弁護士・大阪)、 大阪支部では、 (講師:古川拓弁護士・京都)、 内海陽子弁護士・兵庫県)、 学生ゼミのラインナップ 新たな取り組み

は気を遣いましたが、概ね各回三○~四○名程度開催場所が毎回変わることから、ゼミの案内に

引き続いてのご支援をお願いする次第です。

はじめ、多くの方の協力で成立しています。

最後になりますが、学生ゼミは講師の先生方を

この場を借りて厚く御礼申し上げるとともに、

同士の交流もみられました。
同士の交流もみられました。
また、従前大阪支部での学生ゼミに参加したことがなかった学生らが、他地域で開催した学生ゼミにも参加してくれるなどして、三府県で学生ゼミにも参加してくれるなど、非常に盛況でした。

今後の課題

4

大阪支部では、二〇一年度の取り組みを二〇二二年度も継続し、京都支部、兵庫県支部とともに学生ゼミを開催することを計画しています。この一二年度は、学生ゼミ開催のスケジュールを早めに設定し、学生らへの周知を徹底させることで、参加者の増加を図りたいと考えています。また、法律家を目指す学生らが弁護士に接するまた、法律家を目指す学生らが弁護士に接するを十分にもてるよう、青法協会員弁護士に対する参加の呼びかけにも力を入れ、弁護士の参加する参加の呼びかけにも力を入れ、弁護士の参加する参加の呼びかけにも力を入れ、弁護士の参加する参加の呼びかけにも力を入れ、弁護士の参加を三の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取り組みを二〇十二年度の取りに対した。

> B5版・280ページ 定価2,500円 (税込)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌 人権の砦として 一弁学合同部会40年の軌跡一

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の"魂"というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法:郵便振替(手数料はご負担下さい)●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

福岡青法協設立五〇年記念誌

憲法とともに 人々とともに 」を刊行

福岡毛利

倫



1 福岡に青法協の支部が設立されたのは、 一九六一(昭和三六)年一月二八日、支部として全国で五番目の発足であった。それから五〇年、福岡の青法協会員は、ありとあらゆる人権侵事や被害の現場において、実に多彩で先駆的な活動をし、数々の画期的な成果を上げてきた。水俣動をし、数々の画期的な成果を上げてきた。水俣動をし、数々の画期的な成果を上げてきた。水俣のい、その救済に奔走し、歴史に残る判決や法制

の呼称を捨てて、勝手に「福岡青法協」を名乗り、の思いとなり、あるときより「青法協福岡支部」立した青法協」として独自の活動を展開したいと立した青法協」として独自の活動を展開したいとなり、その行動力を支えた福岡の会員の個性

からは、

編集方針が大きく変わり、インタビュー

度を勝ち取ってきた活動は枚挙にいとまがない。

法協」と称している。

対象者の

大

2 その福岡青法協では、設立五○年を機新たな五○年につなげていくため、若手会員が先新たな五○年につなげていくため、若手会員が先輩弁護士の聞き取りをし、その貴重な経験や熱いようと、二○一年三月ころから作業を進めてきた。と、二○一年三月ころから作業を進めてきた。と、二○一年三月ころから作業を進めてきた。当初は、簡単な小冊子をイメージし若手だけで作業をしていたが、二○一年七月、その素人ぶりを見かねたのか、モノカキ&編集のプロを自称する永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「どうせ作るならする永尾廣久会員(二六期)が、「とうせんだけない。

幅追加なども 素は年を越 すこととなっ た。なにぶん 企画・構成・ 取材・編集す べてを会員自 べてを会員自 かったので、 やったので、

100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

いた諸先輩及び取材と記事執筆を担当した若手のれたが、多忙な中、インタビューに応じていただ

年の歩み~」が完成した。 の六割にあたる約九〇名が参加!)、約 献身的な協力の結果(双方合計で福岡青法協会員 このほど「憲法とともに 人々ともに~五〇 一年をかけ

初版一〇〇〇部を刷った。 さん読んでもらいたいとの思いから、一五〇名し はもったいなく、ぜひ全国の会員の皆様にもたく る本冊子の中身を福岡の会員だけのものにするの されていて、すでに目を通した会員内外の弁護士 数多くのカラー及びモノクロの写真とともに掲載 か会員がいないにもかかわらず、在庫を恐れずに 3 かなりの好評を博している。読み応えのあ インタビューが、歴史や時代を感じさせる 本記念誌は一三五ページ、会員四二 三名の

法協ならではの特色ある活動も紹介できるような 象者を選考したほか、 集団訴訟や各種専門事件のバランスを考慮して対 ŦII インタビュー記事の内容は、会員が取り組んだ 憲法劇やFSLなど福岡青 紙面構成にした。

ろエピソード満載のもの 硬派なものから、 読み飽きない。個人的に など多岐にわたっていて また、記事の内容も、 おもし

> は、 富な写真の数々も必見である。 護団長を歴任した馬奈木昭雄会員(二一期)や、 みがえれ!有明 のインタビューが特にお薦めである。さらに、 「ひょうきん弁護士」こと安部千春会員(二三期 筑豊じん肺訴訟や南九州税理士会訴訟、「よ] 訴訟など数多くの集団訴訟の弁 豊

ないで下さい)。 信している(すみません、冗談ですので本気にし よりは、断然おもしろい読み物となっていると確 「人権の砦として─弁学合同部会四○年の軌跡─_ オフレコだが、ほぼ時を同じくして刊行された

期、 期、 正昭 (二九期)、八尋八郎 (三二期)、八尋光秀 (三 子(三四期)、古屋勇一(三九期)、堀良一(三三 名和田茂生 (三四期)、 期)、迫田登紀子(五三期)、辻本育子(二九期 島敏雅 (三二期)、久保井摂 掲載者全員(敬称略)を列挙しておく。 (三六期)、 とが最大関心事であるので、以下、インタビュー (三二期)、岩城邦治(二四期)、上田國廣(二四 4 浦田秀徳 (三八期)、梶原恒夫 (四一期)、 前田豊 (二八期)、光永享央 ンタビューが掲載されているのかというこ こうした冊子は、やはり具体的に誰のイ 後藤富和(五五期)、 林健一郎 (一八期)、 (四|期)、 小宮和彦 (三九 (六〇期)、 幸田雅弘 稲村晴夫 原田直 椛

> 中村博則(四四期)の合計四二名である。 馬奈木昭雄 (二二期)、三溝直喜 (三六期)、 世子(五四期)、高木健康(二五期)、蓼沼一郎 住田定夫 (三二期)、 (二九期)、 田省司 (二七期)、江上武幸 (二九期)、紫藤拓也 六期)、安部千春(二三期)、 (五五期)、髙橋謙一 |期)、仁比聰平 角銅立身 (一七期)、 (四六期)、東敦子(五二期)、 回 多加喜悦男 (一四期)、 期、 荒牧啓一(三七期)、 永尾廣久 (二六期)、 小宮学 (三七期 池永満 髙木佳 河

販売したいと考えている。 護士には割引価格一部一〇〇〇円 (+送料実費)で 5 冊なので、 でも多くの全国の会員に読んでいただきた お知り合いの方々はもちろん、ぜひ一人 定価二〇〇〇円のところ、

092-741-6638) までご連絡下さい。 購入ご希望の方は、 (電話:092-721-1211 福岡第一法律事務所・毛利 F A X

倫

裁判員 只裁判における無罪判決を覆した不当な高裁判決

- 覚せい剤密輸入事件

大阪 小林 徹也

原審の裁判員裁判のもとにおいて、約二〇時間にもおよぶ尋問が行われた結果、重要証人の証言の信用性が否定され、無罪が言い渡された覚せ言の信用性が否定され、無罪が言い渡された覚せ言の信用性が否定され、無罪が言い渡された覚せ言の信道裁判官、佐藤洋幸裁判官)は、二〇一二件三月二日、原判決を破棄し、原審に差し戻す旨の判決を言い渡した。

(五七期)の二名である。 弁護人は、当職 (四六期) と小野順子弁護士

人である被告人からなされていた、密輸元はイラ

覚せい剤密輸事件―証拠は共犯者Aの四名の共犯者の共謀による大量の

証言のみ

2

本件は、実行犯である運び屋が、二〇〇九年七 をトルコから持ち込もうとしたところを税関に見をトルコから持ち込もうとしたところを税関に見 でかり、逮捕されたことに端を発する。 実行犯である運び屋を紹介した二名の共犯者 と、運び屋に具体的な指示をしていたAという共 と、運び屋に具体的な指示をしていたAという共 と、正び屋に具体的な指示をしていたAという共 と、正び屋に基本的には争いはない。

> である。 をAにしていたのは被告人である、と主張したのンであり、イラン人と連絡をとって具体的な指示

唯一の争点となった。
このAの証言以外に、本件犯行と被告人を結び

重大な矛盾を裁判員に理解してもらう膨大な通話記録に隠された数多くの

3

通話記録 (約七○○○件) であった。 が、誰に対して電話をしたか」を記録した膨大な拠として、検察より提出されたのが、「いつ、誰

原審においては、この通話記録と、共犯者Aの

らうことが重要な課題となった。の場において、裁判員に分かりやすく理解しても供述の矛盾を緻密に検討したうえで、これを公判

一到底信用できなかったAの証言4 約二〇時間にもおよんだ原審での尋問

原審においては、共犯者Aはもちろんのこと、それ以外の三名の共犯者、被告人、その妻など七名に対して、合計約二〇時間もの尋問を行った。特に重要証人であったAに対しては、約五時間もの尋問がなされたのである。そこにおけるAの証言は、弁護人の矛盾の指摘に合理的な説明を一切することができず、とまどい、うろたえる様子がありありとしており、その証言の信用性は到底認められるものではなかった。

5 共犯者Aの証言内容を緻密に分析し

通話記録との矛盾を数多く指摘した原判決

て被告人に無罪を言い渡したのである。「根幹部分においてAの証言は信用できない」とし摘した通話記録との矛盾を緻密に検討、指摘し、原判決は、このAの証言と、弁護人が尋問で指

裁判員裁判の実相②

二回で結審した控訴審 (年間) 実質的な証拠調べをまったく行わないまま

訴審は、 ら行われていない。このような経過をたどり、 駐車場の記録、の二つのみが採用された。 報告書、及び空港に到着した際の時間を記録した 記録には残らない」との趣旨の電話会社関係者の 実である、「通話がつながらなかった場合には通話 されたが、原判決後に作成された共犯者Aの新た 訴趣意書と答弁書のみならず補充書面が何通か出 な供述調書数通はすべて却下された。 |九日、一二月九日)。 唯一、原審においても、特に争いがなかった事 控訴審では、証人尋問のみならず被告人質問す 検察官控訴により迎えた控訴審においては、 わずか二回で結審した(二〇一一年一〇月 控 控

―検察官の主張を根拠もないまま補充7 あまりにも不可解かつ不当な控訴審判決

れて約四時間にもわたって言い渡された控訴審判をことを信じていたというのが率直なところである。ところが、二〇一二年三月二日、通訳時間を入ところが、二〇十二年三月二日、通訳時間を入ところが、二〇十二年三月二日、通訳時間を入ところが、二〇十二年三月二日、通訳時間を入る。

決は、驚くべき内容であった。

補うといった大変不当なものであった。
がおいった大変不当なものであった。
が、紙幅の関係から詳述はできないが、そのあるのみならず、主張・立証もないまま、それをあるのみならず、主張・立証もないまま、それをあるのみならず、主張・立証もないまま、それをあるのからであった。

他方で、実質は自判である。 をのうえで、共犯者Aの証言は信用性が高いので そのうえで、共犯者Aの証言は信用性が高いので をの関係についてはほとんど無視されていた。

証言の信用性を一八〇度転換真っ向から否定するもの―尋問を行わず

8

内容の不当性については立ち入ることができないが、最も不当であるのが、原審において長時間いが、最も不当であるのが、原審において長時間

用できる、と結論づけたのである。 整訴審は、Aどころか被告人質問すら行わない

||月||三日の最高裁判決との関係

ここで、直前の二月一三日になされた最高裁判

しかし、実際には前述のように、原審判決を強引 用し、「経験則に照らし明らかに不合理」とした。 後の部分で形式的に、この最高裁判決をあえて引 係が問題となる。この点、本件控訴審判決は、 自判し無罪としたもの)と本件控訴審判決との関 決(原審での無罪判決を高裁が覆したが最高裁で に覆すものであった。 最

審判決が裁判員に与える予断は重大なものであろ けば、再度裁判員裁判を経たとしても、本件控訴 自判に等しいものであり、このような判決に基づ させようとしたのであろう。ただ、その内容は、 けでも差し戻し後の裁判員裁判にもとづく判断に 戻しにしたのは、この最高裁判決を意識し、 実質は自判であるにもかかわらず、あえて差し 形だ

判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断 認定が行われることが予定されていることに鑑み 供述の信用性が判断され、それらを総合して事実 る証人を直接調べ、 直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関す ると、控訴審における事実誤認の審査は、 そもそも同最高裁判決は、 その際の証言態度を踏まえて 「第一審において、 第一審

裁判 裁 判 $\overline{\mathcal{O}}$ 実相 **21**

ある。ところが、本件控訴審判決は、前記の下線 という観点から行うべきもの」と述べているので

10 バーなど手弁当での弁護団 上告審の取り組み―刑事弁護委員会メン

に与える重大性にもかかわらず、 本件は、すでに上告している。他の裁判員裁判 国選のままでは

部分をあえて省いて恣意的に引用している。 が論理則、経験則等に照らして不合理といえるか

編集後記

間である市民をさまざま ヌスバウムは、「自分の仲 か読み返している。そこで 近著『良心の自由』を何度 ▼マーサ・ヌスバウムの

ジャクソン判事は、 誓が問題となったバーネット事件判決において の憲法の星座における不動の恒星」と位置づけ 筋に対して期待を寄せている。国家への忠誠官 るとし、市民が合意に向けて歩いてきたその前 る」ことこそがアメリカ四○○年来の伝統であ な結論に導いている彼らの良心の源泉を尊重す 「伝統」がリベラルの味方であるのだ。▼そ 良心の自由の保護を「我々 な道筋によってさまざま

> 訴審までの二名の弁護士に加え、大阪の刑事弁護 委員会の多くの会員が参加を申し出てくれてお 一名しか選任されないことから、私選として、 実働だけでも一○名を超える弁護団となって

四月二四日には、勾留決定に対する異議申立を行 収監された。この点も大変不当であることから、 ったところである。 なお、被告人の身柄は、 判決から約 一週間後に

内容の一端が伝わったでしょうか。大阪では九 要があるのではないかと感じている。▼今号は か。 見出せるだろうか。個人の尊厳はどうだろう れでは、 みにしております。 月に行われる拡大常任委員会の準備に入ったと れば、リベラルこそ、伝統・文化を探求する必 なんていう言葉を紡ぎ出せた裁判官はいなかっ うかと考えざるを得ない。そこに共生と寛容は ころです。全国の皆さまをお迎えするのを楽し 大阪支部特集号です。支部会員の多様な活動 しかし人権が世界共通の言語というのであ 少なくとも、「constitutional constellation_ わが国における憲法的伝統とは何だろ (和田義之)